

6 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

(1) 水防警報

水防法第16条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたととき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

ア 警報事項等

(ア) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防団員の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

別紙 「水防警報の発表時期」のとおり(30頁)

(2) 特別警戒水位に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット(京都府ホームページ)等により一般に周知する。

なお、特別警戒水位及び浸水想定区域については、洪水予報河川である鴨川・高野川を除く水位情報の通知・周知を実施する河川について順次設定又は指定を行う。その浸水想定区域図は治水総括室及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

(3) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

別紙「水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等」のとおり(26頁～29頁)

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

別紙連絡系統のとおり(第2節8～27(54頁～61頁))

(5) 発表及び通知の形式

水防警報の発表及び水位情報の通知は、別紙様式(230頁²²、231～232頁²³-1、2、233頁²⁴及び236頁²⁷)により行う。

<参考図>

水防警報実施区域及び対象水位観測所等を別途に示す。(31頁～37頁)

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所							発表者	指定年月日	
			名 称	所在地	指定水位	警戒水位	特別警戒水位	危険水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
鴨川・高野川	鴨川	起点	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	m 0.80	m 1.60	m -	m 2.50	m 5.60	京 都 府 京 都 土 木 事 務 所 長	(当初) 平5.6.25 (変更) 平16.6.1	/
		終点										
	高野川	起点									左岸：京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸：京都市左京区八瀬野瀬町64	
		終点									鴨川合流点	
桂 川	起 点	左岸：京都市右京区京北上黒田町瀧坂1番地先 右岸：京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地先	周 山	京都市右京区京北周山町	2.50	4.00	4.70	1 5.50	6.25	京 都 府 南 丹 土 木 事 務 所 長	平11.6.22	(改正水防法のみなし規定の適用)
		終 点										
	起 点	左岸：日吉町字中小字大向9番地1地先 右岸：日吉町字中小字五味向5番地先(直轄管理区域界)	鳥 羽	船井郡八木町字鳥羽	1.10	2.00	2.60	1 2.90	5.91			
		【水位情報のみ】										
	終 点	左岸：八木町字西田小字下林23番地2地先 右岸：八木町字八木小字河原57番地2地先	船 岡	船井郡日吉町殿田小字新葉	2.20	3.50	4.30	1 4.90	7.49			
			八 木 大 橋	船井郡八木町字西田小字金井畠	0.80	1.90	2.70	1 3.00	4.62			
	起 点	左岸：亀岡市馬路町大芝原新田大芝1番地2地先 右岸：亀岡市千代川町川関力ミ2番地8地先	保津橋	亀岡市保津町字下中島	2.30	3.30	3.40	1 4.50	5.74			
			【水位情報のみ】									
終 点	左岸：亀岡市保津町立岩1番地2地先 右岸：亀岡市篠町山本下太田20番地先	八 木 大 橋	船井郡八木町字西田小字金井畠	0.80	1.90	2.70	1 3.00	4.62				

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所							発表者	指定年月日	
			名 称	所在地	指定水位	警戒水位	特別警戒水位	危険水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
小畑川	起 点	起点	大原野	京都市西京区大原野上里紅葉町	m 1.30	m 2.20	m 2.60	m 3.30	m 5.74	京 都 府 乙訓土木 事務所長	平13.7.10	(改正水防法の みなし規定 の適用)
	終 点	桂川合流点										
園部川	起 点	本梅川合流点	小 山	船井郡園部町小山東町藤ノ木地先	0.50	1.40	2.00	1 2.60	3.75	京 都 府 南丹土木 事務所長	平13.7.10	(改正水防法の みなし規定 の適用)
	終 点	桂川合流点										
伊佐津川	起 点	池内川合流点	二ツ橋	舞鶴市大内	1.30	2.00	2.50	1 2.90	5.29	京 都 府 中丹東土木 事務所長	平13.7.10	(改正水防法の みなし規定 の適用)
	終 点	終点(海)										
大手川	起 点	今福川合流点	京 口	宮津市京口	1.00	1.50	2.00	1 2.10	2.61	京 都 府 丹後土木 事務所長	平13.7.10	(改正水防法の みなし規定 の適用)
	終 点	終点(海)										
福田川	起 点	公庄川合流点	網野橋	京丹後市網野町小浜小字小橋地内	1.00	1.50	1.80	1 2.30	2.61	京 都 府 丹後土木 事務所長	平13.7.10	(改正水防法の みなし規定 の適用)
	終 点	終点(海)										
山科川	起 点	安祥寺川合流点	勸修寺	京都市山科区勸修寺東出町	1.20	2.20	-	-	5.28	京 都 府 京都土木 事務所長	平17.7.29	
	終 点	終点(直轄管理区域界)										
天神川	起 点	開き3号橋(市道衣笠鏡石緯3号線)	西 院	京都市右京区西院東貝川町	1.80	2.50	-	-	5.80	京 都 府 京都土木 事務所長	平17.7.29	
	終 点	桂川合流点										
普賢寺川	起 点	高井橋(府道生駒井手線)	三山木	京田辺市三山木七瀬川地先	0.90	1.20	-	-	3.88	京 都 府 山城北土木 事務所長	平17.7.29	
	終 点	木津川合流点										
煤谷川	起 点	起点	菱 田	精華町菱田宮西22-2	0.90	1.30	-	-	3.10	京 都 府 山城南土木 事務所長	平17.7.29	
	終 点	木津川合流点										

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所							発 表 者	指 定 年 月 日	
			名 称	所 在 地	指 定 水 位	警 戒 水 位	特 別 警 戒 水 位	危 険 水 位	堤 防 高		水 防 警 報	水 位 情 報 通 知・周 知
山田川	起 点	古川橋（府道奈良精華線）	山田川	木津町大字相楽小字城下地先	m 1.10	m 2.40	m -	m -	m 4.90	京 都 府 山城南土木 事務所長	平17.7.29	
	終 点	木津川合流点										
和束川	起 点	小瀬川合流点	門前橋	和束町大字原山小字西手地先	1.20	2.60	-	-	5.66		平17.7.29	
	終 点	木津川合流点										
犀 川	起 点	西坂川合流点	新 庄	綾部市新庄町小字東81-1地先	1.10	2.00	-	-	4.59		平17.7.29	
	終 点	由良川合流点										
八田川	起 点	起点	渊 垣	綾部市渊垣町久田25-8地先	1.10	1.90	-	-		京 都 府 中丹東土木 事務所長	平17.7.29	
	終 点	由良川合流点										
志楽川	起 点	鹿原川合流点	志楽川	舞鶴市字田中町50地先	0.70	1.30	-	-	3.02		平17.7.29	
	終 点	終点（海）										
和久川	起 点	榎原川合流点	榎 原	福知山市大字拝師小字岡本2054番地地先	0.80	1.60	-	-	2.69		平17.7.29	
	終 点	由良川合流点										
牧 川	起 点	直見川合流点	上川口	福知山市下小田小字荒砂66の1	1.50	2.50	-	-	3.73	京 都 府 中丹西土木 事務所長	平17.7.29	
	終 点	由良川合流点										
土師川	起 点	平石川合流点	三 俣	福知山市字三俣地先	1.50	2.50	-	-	5.20		平17.7.29	
	終 点	終点（直轄管理区域界）										
野田川	起 点	滝川合流点	堂谷橋	野田川町字下山田小字タイト田	1.80	2.30	-	-	6.40	京 都 府 丹後土木 事務所長	平17.7.29	
	終 点	終点（海）										

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所							発表者	指定年月日	
			名 称	所在地	指定 水位	警戒 水位	特別 警戒 水位	危険 水位	堤防 高		水防警報	水位情報 通知・周知
竹野川 上 流	起 点	久住川合流点	大 宮	京丹後市大宮町 口大野小字鯨 377番2地先	m 0.50	m 1.00	m -	m -	m	京 都 府 丹 後 土 木 事 務 所 長	平17.7.29	
	終 点	京丹後市峰山町境										
竹野川 下 流	起 点	京丹後市大宮町境	矢田橋	京丹後市峰山町 糸井新田326-2 地先	2.00	2.50	-	-	6.10		平17.7.29	
	終 点	終点（海）										
川上谷川	起 点	伯耆谷川合流点	橋爪橋	京丹後市久美浜 町橋爪483地先	1.40	2.00	-	-	2.93	平17.7.29		
	終 点	終点（海）										
佐濃谷川	起 点	円頓寺川合流点	出合橋	京丹後市久美浜 町野中小字出合 361番地	1.20	1.60	-	-	3.81	平17.7.29		
	終 点	終点（海）										

- 1 特別警戒水位設定の根拠とした危険水位
- 2 水位については、水位観測所（テレメータ）の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

水防警報の発表時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位に基づき、概ね次の時期に発表する。

河川名	水位観測所	水防警報種別		
		準備	出動	解除
鴨川・高野川	荒神橋	警戒水位を越す2時間前又は鴨川・高野川洪水注意報発表時	警戒水位に達したとき	警戒水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき
桂川	周山	指定水位に達したとき		
	鳥羽	警戒水位を越す3時間前	警戒水位を越す1時間前	
	保津橋			
小畑川	大原野	指定水位に達したとき	警戒水位に達したとき	
園部川	小山			
伊佐津川	二ツ橋			
大手川	京口			
福田川	網野橋			
山科川	大原野			
天神川	小山			
普賢寺川	三山木			
煤谷川	菱田			
山田川	山田川			
和束川	門前橋			
犀川	新庄			
八田川	湊垣			
志楽川	志楽川			
和久川	榎原			
牧川	上川口			
土師川	三俣			
野田川	堂谷橋			
竹野川上流	大宮			
竹野川下流	矢田橋			
川上谷川	橋爪橋			
佐濃谷川	出合橋			